

第3回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和8年7月30日（木）9時27分～11時46分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 浅山委員、安藤委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、今井賃金室長、
清水賃金室長補佐、玉谷労働基準監督官

4 議事

（1）令和8年度地域別最低賃金改定の目安について

（2）鳥取県最低賃金の改正審議

（3）その他

5 資料目次

（1）令和8年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況

（2）価格交渉促進月間（2026年3月）フォローアップ調査結果（中小企業庁）

机上配布資料

（1）令和8年度第6回目安に関する小委員会資料

（2）第75回中央最低賃金審議会資料

（3）令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

(4) 令和8年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申(令和8年7月28日)を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への会長メッセージ(戒野会長代理メモ)

(5) 鳥取県最低賃金試算表(速報値)

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 ただ今から第3回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日は、委員全員に出席いただいているため、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告します。

本日は、3名の傍聴人がお見えになっています。傍聴者の方はお配りしている注意事項に従っていただくようお願いします。

これより専門部会の進行を部会長にお願いします。

○佐藤部会長 第2回専門部会の振り返りですが、皆様の協力をいただいた結果、発効日は全会一致で法定発効とすることが決まりました。現在は、労使の提示金額の隔たりが大きいという状況です。前回と今回との間に目安が示されたため、新たな段階に入ります。

議事の1、令和8年度地域別最低賃金改定の目安について、7月28日に開催された中央最低賃金審議会では答申がありました。令和8年度地域別最低賃金改定の目安及び関連する資料について、事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について報告します。

机上配布資料ナンバー3を御覧ください。7月28日に開催された第75回中央最低賃金審議会では、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられました。答申文の読み上げ及び「目安に関する公益委員見解」及び「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」等を用い、主なポイントを説明します。

〔答申文読み上げ〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。

参考にする目安は56円です。机上配布資料の会長メッセージは、簡単に読み上げます。

令和8年度地域別最低賃金の目安の中央最低賃金審議会の答申(令和8年7月28

日)を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への会長メッセージ。

1、ビデオメッセージの趣旨

今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会が取りまとめた令和8年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長が伝えるべきところ、今年度は諸般の事情により会長代理である私からお伝えする場をいただいた。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたい。

1の2、最低賃金の位置付け、考慮要素

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することなどを目的とするものである。

通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申を尊重して各都道府県労働局長が決定するものである。

引上げ額検討に当たり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方を改めて申し上げますと、次のとおりである。

まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっている。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されている。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっている。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を求められている。近年の主な配慮内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正である。

2、目安の位置付け

次に目安について、詳しく申し上げます。

令和5年全員協議会報告や、令和8年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたい。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものである。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている３要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定することが望ましい。

３、令和８年度目安のポイント

目安の位置付けについて御理解いただいた上で、今年度の目安に関する公益委員見解のポイントを御説明する。

今年度の目安についても、３要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で６回に渡って真摯に議論を重ねた。

３要素のそれぞれの評価ポイントについて申し上げる。

まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に、昨年度の審議で、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み参照した、「頻繁に購入」する品目や「１か月に１回程度購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」などの指標について、今年度も引き続き参照し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断した。

こうした中、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的消費支出」、「１か月に１回程度購入」する品目は、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していると判断した。

次に、「賃金」については、連合、経団連、日商の調査結果では、昨年に引き続き高い水準となっていることを確認した。

また、厚生労働省の３０人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では、第４表①、②、③における賃金上昇率はいずれも昨年の結果を上回った。大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、３０人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続していると判断した。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行った。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけだが、例年どおり、賃金改定状況調査の第４表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、売上高経常利益率や従業員一人当たり付加価値額の動向等も確認した。その際、企業の利

益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していると考えた。また、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意した。

今年度示した目安について、これまでの説明と重複はあるが、3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに当たっては、生計費については、昨年度に引き続き、消費者物価が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮した。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮した。また、売上高経常利益率など賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮した。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意すると、目安額は、全国加重平均としては、今年度は4.9%、55円を基準として、ランク別の目安額を検討することとした。

次に、ランクごとの目安額について。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑み、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えた。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率がCランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっていること、第4表①②③における、AランクとBランク、BランクとCランクの差が昨年より拡大していることなどを考慮すると、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えた。これらのことを考慮した結果として、具体的には、Aランク54円、4.5%、Bランク56円、5.2%、Cランク56円、5.4%としたところである。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめている。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたい。なお、都道府県

別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中であった。これについては、今後労働局には伝達されると承知しているので、適宜参考にされたい。

4、目安協の取りまとめについて

また、中央最低賃金審議会では、昨年度の地方での審議結果を踏まえ、令和8年6月23日に「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和8年度以降の審議に向けて「論点と考え方の整理」を取りまとめた。地方最低賃金審議会に、ここに記載の「対応方針」を丁寧にお読み取りいただき、これを踏まえた審議を行うことを改めて要望する。

5、さいごに

以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてきたところである。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目している。

という内容です。資料にある対応方針を丁寧に読み、審議を進めてほしいということのため、6ページの対応方針について、各自確認をお願いいたします。

この後、労働者側、使用者側、分かれて協議いただいた後、各側の意見を承りたいと考えています。今、率直な感想等がありますか。

西村委員、お願いします。

○西村委員 中央最低賃金審議会から示された目安額に対する感想も含めての話は今後しようと思っています。

資料では、恐らく、公益委員の見解が重視され、公益見解として、54円、56円という目安が出たと理解しています。交渉の中で、労働者側は具体的な目標値が幾らですと主張されたと漏れ聞いていますが、使用者側が具体的にどのような数字で交渉に当たったのか、示された目安にどの程度の不満があるのかを教えてくださいたいです。例えば今回、Cランクの目安は56円が示されましたが、56円との乖離がどの程度あったのかということ把握されていれば教えてください。これは、今後の交渉の中で我々の不満度をどのように理解すればいいのかという観点からも教えてくださいたいと思います。

○佐藤部会長 事務局、お願いします。

○高橋労働基準部長 本省からは、目安に関する小委員会の公労、公使会議の内容は一切流れてきていません。労働者側の提示金額も、我々はマスコミ報道で知ったため、申し訳ありませんが、存じ上げておりません。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

西村委員いかがですか。

○西村委員 状況は理解できました。ただ、我々としても不満の程度を理解しながら交渉に当たるべきだと思っています。そのため、ぜひとも我々にも伝わるよう、中央最低賃金審議会にお話しいただければと思います。

○高橋労働基準部長 事務局からも、今の意見があったことを伝えます。よろしくお願いします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

山下委員、お願いします。

○山下委員 中央最低賃金審議会から目安が示され、西村委員から使用者側の不満度がどの程度か分からないという意見がありました。労働者側としても、今回の中央最低賃金審議会の取りまとめには不満を持っています。今回、労働者側は、全国加重平均5%という具体的な金額を中央最低賃金審議会で示し、最後までこだわったと聞いていますが、全国加重平均4.9%という目安になりました。労働者側としては、その0.1%の差の重さを主張したため、公益側の最終判断にかなり不満を持っています。

もう一点、A、B、Cランクでの目安の在り方について、A、B、C、それぞれのランクの目安額に差をつけるべきではないかと、最後まで中央最低賃金審議会でも審議が行われたと聞いています。各都道府県の最低賃金の最低額と最高額の乖離が203円あるため、乖離を100円台にするべく、Aランク、Cランクの目安額に3円の差をつけなければならないと、労働者側が強く要望したようです。しかし、結果的に目安額の差は2円であり、さらに、BとCランクの目安額が同額であったため、中央最低賃金審議会の意向も踏まえつつ、実態に合わせた審議を行いたいと考えています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

その他、意見、感想等がありましたらお願いします。

浅山委員、お願いします。

○浅山委員 資料の2ページにある目安についてですが、したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりになることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回

ることもあり得るものであると公言されており、今年もそれでもいいんだらうなという思
いです。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

他にありますか。

(なし)

個人的な意見を承りましたが、この後、今回の目安に対する受け止め方を労働者側、使
用者側から表明していただきたいと思います。分かれての協議時間を取りたいと思います。

どれぐらい必要ですか。

○西村委員 20分。

○山下委員 20分ぐらい。

○佐藤部会長 20分、頂戴したいと思います。

事務局は、会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 労働者側委員は3階基準部長室、使用者側委員は4階相談室を案内
します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 再開します。それぞれの公式な見解を承りたいと思います。

労働者側、山下委員、お願いします。

○山下委員 労働者側で今回の目安額をどのように捉えるかという話し合いをしました。最
低賃金とは、生存権も確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準
です。今回の中央最低賃金審議会の労働者側見解にもありますが、労働者側としては、賃
金、経済、物価を安定した軌道に乗せていくことが重要であると考えており、今回示され
た目安額は当然そこには及ばない金額であるとして、大幅な最低賃金引上げを要望してい
きたいという主張です。

現在、物価上昇が鈍化しているとの公益見解が出ていますが、食料品等の値上げもされ
ており、働いている方、生活者にとっては物価上昇が鈍っているという感覚はないのでは
ないかと思っています。最低賃金近傍で働いている方は大変生活が厳しいという認識を持
っており、最低賃金の引上げにより、鳥取県の経済等も底支えをしていかなければならな
いとして、協議をしたいと思っています。

鳥取県の労働者の意見聴取の結果についても、最低賃金を改定すべきという回答が7割
以上、72%と出ています。この結果からも、今の1,030円という金額を改定してほ

しいという声が高いと見ているため、今回５６円という目安が示されましたが、労働者側としてはできるだけ高い引上げを目指していきたいと考えています。以上です。

○佐藤部会長　ありがとうございます。

使用者側、西村委員、お願いします。

○西村委員　使用者側も、今回示された５６円という金額に対して、不本意だと思っています。資料６１ページ、項番４にある、持続的、安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％上回る賃金上昇を賃上げの共通通念として国に定着させるというのが最終的な目標であれば、その目標を今実現するのが適切であると考えます。今回、仮に、最低賃金が５６円上がり、１，０８６円という出来上がりの数字になった場合には、５．４４％の上昇となります。これは、物価上昇率よりも大きな金額となり、先ほどの内容とは異なります。今日頂いている資料に影響率が示された資料がありますが、仮に１，０８６円になると影響率は３４％となり、昨年よりも高い影響率で、恐らく過去最高の数字になるかと思います。したがって、決して容認できるものではありません。以上です。

○佐藤部会長　ありがとうございます。

労働者側、使用者側、双方から目安の受け止めについて発表していただきました。本年度の目安審議の状況等も十分確認していただくとともに、私たちも今回の中央最低賃金審議会の答申を踏まえて、今後の審議を進めます。

それでは、本日提出されたの資料について、事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐　最初に、７月２８日に開催した本審で提出できなかった最低賃金に関する基礎調査結果について、賃金室長から説明します。

○今井賃金室長　最低賃金に関する基礎調査は、鳥取県内の最低賃金の改正審議に資することを目的とし、特に最低賃金の近傍で働く方が多い産業を重点的に、毎年６月分の賃金の支払い状況を調べているものです。前回の本審で資料を提出できなかった理由が、集計するプログラムに原因不明のエラーが生じたためでしたが、昨日、集計が完了しました。内容は一切変わらないと思いますが、最終的にもう一度確認行うため、今日は速報値として提示し、明日の専門部会において確報値を提示させていただきます。このような形で速報値となりましたこと、深くおわび申し上げます。

〔資料説明〕

○西村委員　資料の確認をしたいのですが、よろしいですか。

○佐藤部会長　西村委員、お願いします。

○西村委員 次第に添付されている資料の１８ページ、価格転嫁の状況の都道府県別ランキングという資料で、鳥根県が１位の理由はわかりませんが、鳥取県は４７位となっており、日本で一番価格転嫁ができていないとされています。この資料では、鳥取県内で買い手となる企業が、本当は高く買って価格転嫁したいが、いろいろな事情で価格転嫁ができていないことを示していると理解しています。また、２０ページに、受注企業に関する価格転嫁の状況の都道府県ランキングに関する資料があります。この資料は売り手となる企業について示しているため、鳥取県内の企業としてはダメージが大きいと思いますが、こちらでも鳥取県は４７位となっています。買うときに価格転嫁してあげられず、売るときにも価格転嫁ができていないと、それぞれが両方とも日本で一番低い４７位という状況です。母数が少ないため、どこまで正確な状況を表してるかはありますが、注目すべきは、その落ち方についてです。括弧の中に、前回の数字らしきものが書かれていますが、下向きの矢印が受注、発注共に３本ついてるのは、鳥取県のみです。前回の数字ではそれなりの数字が記載されていますが、最新の数字では、受注、発注どちらも２０％程度落ちており、極めて激しい落ち方をしていると理解しています。

この資料は、鳥取県内では価格転嫁をしてあげられていない、売るときも価格転嫁したくてもできていないことを示しているという理解で間違いはないか確認させていただきます。

○今井賃金室長 間違いないと思います。例えば、鳥取県のＡ社が発注し、鳥根県のＢ社が受注する場合、鳥取県の企業が発注しているため、１８ページの鳥取県の部分に反映されます。この資料では、コスト増加に対して価格転嫁できた金額が３７．５％、つまり６２．５％の金額が価格転嫁できなかったと見ます。２０ページの受注側では、コスト増加に対する価格転嫁が３４．２％しかできなかったという見方で間違いはないです。

○西村委員 ありがとうございます。

受注、発注のどちらも価格転嫁率が２０％程度落ちているのは、受注する企業と発注する企業が両方とも鳥取県内の企業であるからではないと思います。鳥取県内の企業では受注、発注どちらも県外の方としておられたり、中には海外の方と取引をしている場合もあると思います。価格転嫁率が２０％ずつ落ちているのは、偶然数字が近くなってしまったものだとは理解していますが、この資料から、鳥取県内の企業ではコスト増に対する価格転嫁率が急激に減少していることがわかれると皆様に伝えさせていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他にありますか。

(なし)

これから金額の改正審議に入ります。

本日も労働者側、使用者側、それぞれの意見をいただきたいと思います。その前に、山下委員、西村委員、私の三者で、本日の進め方について打合せをします。

それでは、会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 4階の相談室を案内します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 再開します。

三者で、目安及び先ほどのアンケート結果について話をしました。

各側で協議が必要ということなので、金額の審議を進めてください。

○佐藤部会長 会場の用意をお願いします。

○清水賃金室長補佐 労働者側は3階労働基準部長室、使用者側は4階相談室を案内します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 再開します。

現在、提示金額にかなり開きがあります。審議の中で様々な数値が示され、本日は目安も示されたため、主張が変わられた場合は変わられたということでお話いただき、変えられない場合は、その旨をお話してください。

西村委員、お願いします。

○西村委員 金額提示している1,041円は、今日は変わりません。その理由は、最終的な目標が物価上昇プラス年1%程度を最終的な目標にしているため、それが根拠です。

ただ、今回、目安額が提示されたため、目安額を今後どう考えるかは、改めて時間をかけて協議したいと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

労働者側、山下委員、お願いします。

○山下委員 提示している1,460円は、今回は、そのままとします。目安は尊重すべきものであり、改正に向けてある程度の歩み寄りが必要であるという考えは持っていますが、現段階では、鳥取県内で車を保有する場合に必要な生計費1,460円を主張します。西村委員からもありましたが、中央最低賃金審議会からの目安で56円が示されたため、一度持ち帰り、労働者側で議論をした上で話をしたいと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

公益委員としては、使用者側、労働者側、どちらに偏ることもなく、中立の立場で双方の主張をよく聞き、判断させていただきます。現在は、双方が主張されている金額の間で審議を進めたいと考えています。

本日示された目安の56円は、正当な手続によって出されたものであるため、尊重していくと同時に、各種アンケートより示された数値、一番多いのが1,100円であるため、これも尊重する。さりとて、鳥取県は価格転嫁が全国最下位となっており、最下位というのはインパクトが大きいため、このことも考慮に入れざるを得ないと考えています。各種数値を勘案しつつ、労使双方の主張されるものに耳を傾けて、最もふさわしい数値を導き出せればと思っています。

労使の歩み寄りで、公益が四の五の言わなくとも一定の金額で収まるのが一番良いですが、それぞれの立場もあり、同じものを見ていても、見る角度が違えば当然風景も違ってくると思います。自動的な一致は難しいかと思うため、公益側の意見もお伝えしようと考えています。

双方の提示金額は変わらず、今日は目安が出たばかりであるため、資料等を見ていただき、次回以降につなげていただきたいと思います。

議事の2、その他について、事務局から何かありますか。

○清水賃金室長補佐 第4回専門部会は明日、7月31日金曜日の午後の15時30分から、こちらの会場で行います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

本日の専門部会はこれにて終了したいと思います。明日以降、よろしくお願いします。